

令和8年度（2026年度）「建設産業ミライ振興支援事業補助金」募集要領

令和8年（2026年）4月6日

【目的】

北海道では、建設産業ミライ振興支援事業補助金の活用を希望される建設業団体等を募集します。

この制度は、少子高齢化の影響により就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど、本道建設産業において課題となっている担い手不足に対応し、建設業団体等が行う担い手の確保・育成に資する取組を支援することにより、本道建設産業の持続的発展を図り、地域の安全・安心とともに経済や雇用の安定に寄与することを目的としています。

1 補助対象者

補助対象者は次に掲げる業界団体、業種別団体とします。

- (1) 一般社団法人北海道建設業協会
- (2) 一般社団法人北海道建設業協会の正会員である、次の地方建設業協会
一般社団法人札幌建設業協会、一般社団法人函館建設業協会、一般社団法人室蘭建設業協会
小樽建設協会、一般社団法人空知建設業協会、留萌建設協会、一般社団法人旭川建設業協会
一般社団法人帯広建設業協会、一般社団法人釧路建設業協会、一般社団法人網走建設業協会
稚内建設協会
- (3) 次の全ての要件を満たす業種別団体
 - ア 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（令和5年7月改訂）の「大分類D 建設業」及び「大分類L 学術研究、専門・技術サービス業の小分類742 土木建築サービス業」の業種（別紙）の事業者等で構成される、法律に基づく団体又は任意の団体
 - イ 事務所が北海道内に存在し、構成員の所在地が一市町村に限定されない団体であること。ただし、全国規模の団体の北海道支部等の場合にあつては、当該支部として補助事業を行うこと。
 - ウ 設立目的、事業実績、組織体制、財務状況等の面で補助事業を適切に行うことができると判断される団体であること。
- (4) 留意事項
 - ア 補助対象者は、事業内容や効果などを勘案し、審査により決定します。
 - イ 補助対象者が、市町村建設業団体や他の団体等と連携して事業を行う場合は、それらの団体による実行委員会などの任意団体を起ち上げ、補助金交付申請を行ってください。なお、当該任意団体の事務局を補助対象団体に担っていただきます。
 - ウ 補助対象団体同士が共同で事業を行う場合は、事業における経費分担を明確にした上で、各団体ごとに補助金交付申請を行うこととし、1団体の補助率は2分の1以内、補助上限額は100万円とし、下限は10万円となります。

2 対象となる事業

補助対象となる事業は、次のとおりです。なお、補助事業の目的を達成するため、具体的な成果を目指して取り組むもので、審査の結果、適当と認められるものを対象（具体的な事例はQ&Aを参照願います。）とします。

- (1) 女性の入職促進に資する取組
- (2) 外国人材の受入に資する取組
- (3) 道外からの移住者の入職促進に資する取組
- (4) 幅広い世代への魅力発信に資する取組
- (5) 新規採用者への初期研修等育成に資する取組
- (6) 資格取得等への支援に資する取組
- (7) デジタル技術を扱う人材の育成に資する取組

3 補助事業採択の条件

補助対象事業は、次の条件を総合的に勘案し、審査の上、決定します。

- (1) 事業内容が補助金の交付目的と照らして適切であること。
- (2) 事業実施の体制や資金計画が妥当であること。
- (3) 国等の補助制度の補助対象事業ではないこと。

4 補助率及び補助金の額

- (1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内とする。
- (2) 補助限度額 100万円を上限、10万円を下限とする。
- (3) 補助金額の算定方法 千円単位の額（端数切り捨て）とする。
- (4) 補助事業者が複数事業を申請した場合 補助申請できる補助金額は、1補助事業者あたり100万円を上限とする。
- (5) 予算の範囲内において補助金を交付するため、予算を超えた場合は、補助申請額に調整率を乗じて1円未満の額を切り捨てるものとする。

5 補助事業期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

6 補助対象経費

- (1) 補助対象経費
 - ア 補助対象事業を実施するために必要な経費（講師謝金、コンサルタント料、旅費、委託料、リース料、会場等借上費、原材料費、通信費、印刷費、運送料、臨時雇用にかかる賃金、受講料、会議費等）
 - イ 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までに執行する経費（交付決定前に執行したのものも含む）
- (2) 補助対象外経費
 - ア 土地の購入及び借上に係る経費（事業実施のための場所等の一時的借上は除く。）
 - イ 建物の購入及び借上、改造に係る経費（事業実施のため会場等の一時的借上は除く。）
 - ウ 役員報酬及び人件費（事業実施に際しての臨時雇用に係る経費は除く。）
 - エ 光熱水費、通信費、消耗品費、広告宣伝費、会費等負担金など、既存事業部門等との区分が不可能な共通経費（補助事業と既存事業部分と明確な経費区分ができるものは除く。）
 - オ 食糧費、接待費等の個人消費的経費及び備品費

7 募集期間

令和8年（2026年）4月6日から5月15日まで

8 補助金申請方法

- (1) 必要書類
補助金等交付申請書に事業計画書、補助金等交付申請額算出調書、経費の配分調書、事業予算書、資金収支計画書、支出内訳一覧表、口座振替申出書、定款・規約を添付して提出してください。
- (2) 書類の提出先及び問い合わせ先
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建設政策局建設管理課
電子メールアドレス：kenjo.kojik@pref.hokkaido.lg.jp
電話（直通）：011-204-5810 FAX：011-232-6335

9 補助金を受けるにあたって

注意事項については、補助金交付決定後に改めて説明しますが、あらかじめ次の点に留意してください。

- (1) 補助金の概算払の申請をしようとする場合は、補助金等概算払申請書に最新の資金収支計画書を添付して提出してください。資金収支計画書を確認した結果、資金不足が生じないと認められるときは概算払を行いませんので、ご承知おきください。
- (2) 実績報告書は事業完了後30日以内か令和9年（2027年）4月10日までのうちいずれか早い日までに提出してください。
- (3) 補助事業者は、補助事業にかかる経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し補助事業終了から5年間保管してください。
- (4) 本道建設産業の担い手の確保・育成のため、必要に応じて、補助事業者はその補助事業の概要、成果等について発表していただくことがあります。